

## 第1回医療DX推進本部 議事次第

令和4年10月12日（水）

9：40～10：00

場所：官邸4階大会議室

- 1 開会
- 2 医療DXの推進について
- 3 意見交換
- 4 閉会

- 資料1 医療DX推進本部の設置について
- 資料2 医療DX推進本部運営要領（案）
- 資料3 医療DXの推進について
- 資料4 医療DXにより実現される社会（加藤厚生労働大臣提出資料）
- 資料5 デジタル原則からみた医療DX（河野デジタル大臣提出資料）
- 資料6 総務省における医療情報化の取組（寺田総務大臣提出資料）
- 資料7 医療DXの推進に向けた経済産業省の取組（西村経済産業大臣提出資料）
- 資料8 参考資料（医療DX推進本部幹事会の構成員の官職の指定について（案））

医療DX推進本部の設置について

令和4年10月11日  
閣議決定

- 1 医療分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じたサービスの効率化・質の向上を実現することにより、国民の保健医療の向上を図るとともに、最適な医療を実現するための基盤整備を推進するため、関連する施策の進捗状況等を共有・検証すること等を目的として、内閣に、医療DX推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

|       |        |
|-------|--------|
| 本部長   | 内閣総理大臣 |
| 本部長代理 | 内閣官房長官 |
|       | 厚生労働大臣 |
|       | デジタル大臣 |
| 本部員   | 総務大臣   |
|       | 経済産業大臣 |
- 3 関係行政機関相互の機動的な連携を図るため、医療DX推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で本部長の指定する官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、厚生労働省、デジタル庁等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

## 医療DX推進本部運営要領

令和4年10月 日  
医療DX推進本部長決定案

医療DX推進本部（以下「本部」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 本部において配布された資料は、原則として、公表する。ただし、本部長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
2. 本部の内容については、本部終了後、記者ブリーフを実施する。
3. 会議の議事要旨を公表する。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

# 医療DXの推進について

## 具体的に推進すべき施策

（「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋して一部改変）

### （１）「全国医療情報プラットフォームの創設」

オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設。

### （２）「電子カルテ情報の標準化等」

医療情報の共有や交換を行うに当たり、情報の質の担保や利便性・正確性の向上の観点から、その形式等を統一。その他、標準型電子カルテの検討や、電子カルテデータを、治療の最適化やA I等の新しい医療技術の開発、創薬のために有効活用することが含まれる。

### （３）「診療報酬改定D X」

デジタル人材の有効活用やシステム費用の低減等の観点から、デジタル技術を活用して、診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化。これにより、医療保険制度全体の運営コスト削減につなげることを目指す。

※医療情報の利活用に係る法制上の措置等を講ずることとしている点についてもフォローアップを行う。

# 医療DXに関する施策の推進に関する当面の進め方

- 医療DXに関する施策について、関係行政機関の密接な連携の下、政府一体となって推進していくため、医療DX推進本部及び推進本部幹事会を設置。
- 医療DXに関する施策をスピード感をもって推進していくため、工程表の策定を行う。

## 推進体制

### 医療DX推進本部

- ・本部長：総理
- ・本部長代理：内閣官房長官、デジタル大臣、厚生労働大臣
- ・構成員：総務大臣、経済産業大臣

(医療DXの施策推進に係る司令塔)

### 医療DX推進本部幹事会

- ・議長：木原内閣官房副長官
- ・議長代理：デジタル副大臣、厚生労働副大臣
- ・副議長：藤井内閣官房副長官補
- ・構成員：関係省庁の審議官級が中心

(医療DXの具体的施策の検討)

### 関係省庁

デジタル庁、厚生労働省、総務省、経済産業省

(医療DXの具体的施策の企画・立案・実施)

## 当面の進め方(案)

(今秋)

(来春)

第1回医療DX  
推進本部  
(本会合)



第1回医療DX  
推進本部  
幹事会



第2回医療DX  
推進本部  
幹事会



第3回医療DX  
推進本部  
幹事会



第2回医療DX  
推進本部  
(工程表策定)

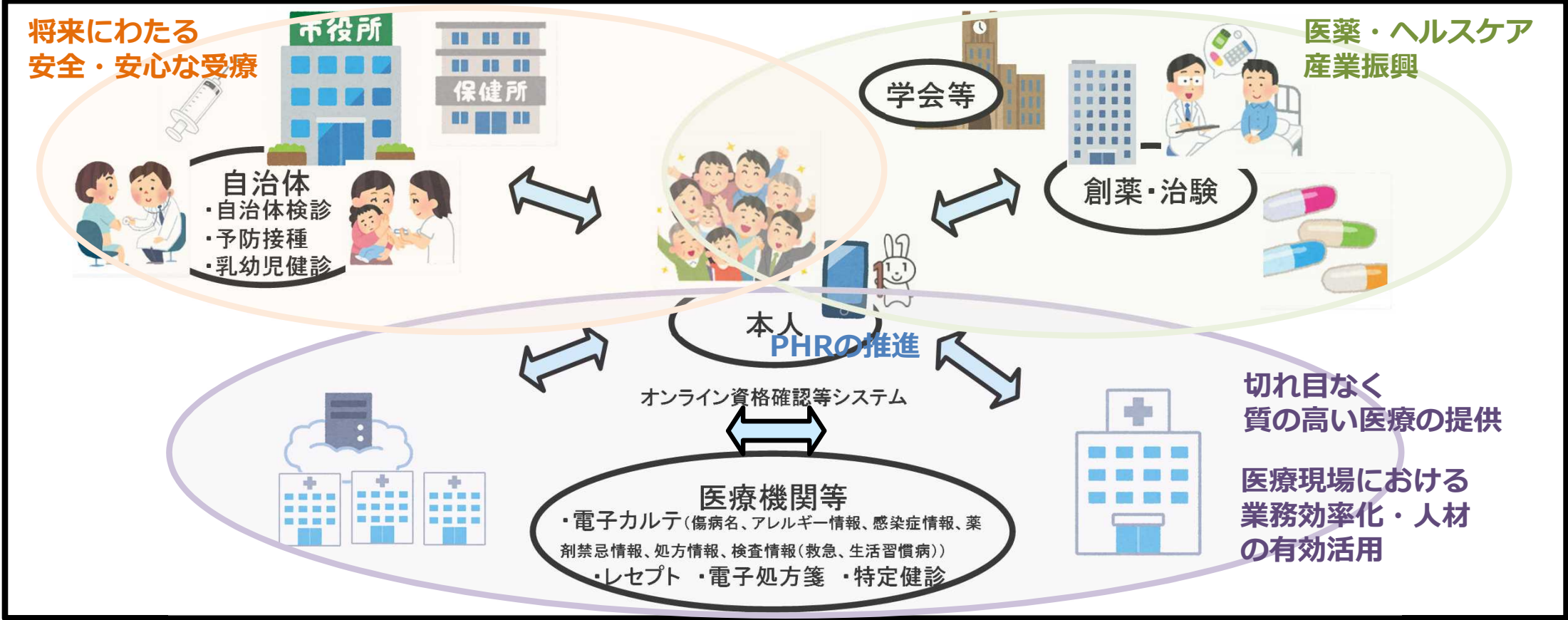
(項目ごとの主な論点の提示  
・議論等)

(工程表骨子案の検討)

(工程表案の最終確認)

- 来春に工程表を策定。以降は、各省庁で取組を推進。定期的に幹事会で実施状況等のフォローアップを行い、必要に応じて推進本部を開催。

- 誕生から現在までの生涯にわたる保健医療データが自分自身で一元的に把握可能となることにより、個人の健康増進に寄与
  - 自分で記憶していない検査結果情報、アレルギー情報等が可視化され、将来も安全・安心な受療が可能【PHRのさらなる推進】
- 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく質の高い医療の受療が可能【オンライン資格確認等システムの拡充、電子カルテ情報の標準化等、レセプト情報の活用】
  - 災害や次の感染症危機を含め、全国いつどの医療機関等にかかっても、必要な医療情報が共有
- デジタル化による医療現場における業務の効率化、人材の有効活用【診療報酬改定に関するDXの取組の推進等】
  - 次の感染症危機において、必要な情報を迅速かつ確実に取得できるとともに、医療現場における情報入力等の負担を軽減し、診療報酬改定に関する作業の効率化により、医療従事者のみならず、医療情報システムに関与する人材の有効活用、費用の低減を実現することで、医療保険制度全体の運営コストを削減できる
- 保健医療データの二次利用による創薬、治験等の医薬産業やヘルスケア産業の振興【医療情報の利活用の環境整備】
  - 産業振興により、結果として国民の健康寿命の延伸に資する





- ・ 今後の医療DXの基盤となる、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DXを進め、感染症有事の対応を含め、医療全体のDXを工程表を策定して、強力に進めていく。

✓国民、医療機関等の方々がデジタル化のメリットを早く感じていただけるよう、以下の項目の早期実現を目指す。

(1) マイナンバーカード1枚で患者等が様々な医療・福祉サービスを受けることができ、医師等も医療サービス提供に必要な認証ができる

- ・ 医療機関等で示す様々な証、手帳等については、マイナンバーカードに一元化する。

→国民はマイナンバーカード一枚で医療機関等に。自治体、健保組合等も、記録管理事務が効率的に。

※健康保険証、公費制度（生活保護、難病等）の各種受給証、診察券、予防接種の接種券、母子健康手帳、お薬手帳など

(2) 医療・福祉サービスに関する手続きをデジタル化し、1度入力された情報は再度の入力を要しない

- ・ 医療・福祉サービスに関わる紙の届出はデジタル化する。その際、自治体、保険者、医療機関等の関係システムを連携し、一度入力された情報は、再度入力しない（入力のワンストップ化）。

→医療に関わる職員に書類作成の負担を軽減するとともに、その後の共有や管理が効率的に。

※処方箋、感染症法上の届け出、介護保険や生活保護での主治医意見書、生命保険等の診断書、死亡診断書、医療機関間の情報提供書、問診票、予診票、障害年金等の障害等級や労災保険の手当金の判断資料など

(3) マイナンバーカードで自身の健康に関する情報を必要な相手に共有できるようコントロールできる

- ・ マイナンバーカードで患者の同意を得つつ、医療情報全般にわたって全国の医療機関等で共有を可能とするとともに、国民も、マイナポータル等で閲覧可能に。

→診療の質の向上、重複検査・投薬の回避につながるとともに、国民の健康維持・増進にも寄与

※薬剤情報、健診情報、電子カルテ情報、予防接種情報、母子保健情報など

- ・ 医療情報について、質の高いビックデータとして分析・研究開発で活用し、エビデンスに基づいた医療の質の向上を実現する。

→治療の最適化やAI医療等の新技術開発、創薬、新たな医療機器の開発等

※個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、様々な手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」、のデジタル3原則の考え方が重要。



医療・介護・健康データを活用するための基盤を構築・高度化することにより、医療・健康サービスの向上・効率化を図り、「医療DX」を推進する。

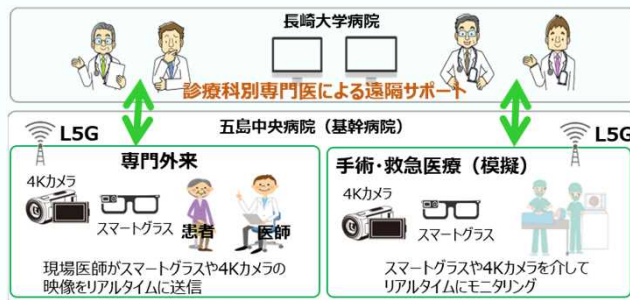
## 1. 遠隔医療の普及

### (1) 研究開発・実証

#### ●課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(R2~R4)

ローカル5Gを活用した課題解決や新たな価値の創造等に向け、医療・ヘルスケアをはじめ現実の利活用場面を想定した開発実証を実施。

(参考例)  
専門医の遠隔サポートによる離島等の基幹病院の医師の専門外来等の実現



#### ●高度遠隔医療ネットワーク実用化研究事業(R4~R6)

医師の偏在対策の有力な解決策と期待される遠隔医療の普及に向け、8K内視鏡システムの開発・実証とともに、遠隔手術の実現に必要な通信環境やネットワークの条件等を整理。

### (2) ガイドライン等

#### ●遠隔医療モデル参考書

遠隔医療システムの導入を円滑・適切に行うために必要となる知識や情報、システムの運用手順や構築パターン等に関する参考書。「遠隔医療(D to D)版」と「オンライン診療(D to P)版」。

## 2. PHRデータの活用

### (1) 研究開発・実証

#### ●認知症対応型AI・IoTシステム研究推進事業(R2~R4)

IoTセンサーにより収集される生体データや環境データ等を集積し、AIにより解析することで、行動・心理症状(BPSD)の発症を事前に予測して介護者に通知するシステムを開発。

#### ●医療高度化に資するPHR(Personal Health Record)データ流通基盤構築事業(R5要求)

日々の活動から得られるPHRデータを医療現場での診療に活用すべく、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築する。

### (2) ガイドライン等

#### ●医療情報を取扱う情報システム・サービス提供者における安全管理ガイドライン

医療情報システム等の特性に応じた必要十分な対策を設計するため、想定される各リスクの特定・分析・評価を行い、それぞれのリスクの特性に基づいた対策を取るよう規定。

#### ●民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針

PHR事業者がマイナポータル等からの健診等情報を扱う際の遵守すべきルールを指針を策定。

健康医療情報（PHR: Personal Health Record）は、国民の健康増進のために使われ、国民がそのメリットを実感できてこそ、真の価値を発揮するもの。

民間活力を活かしながら、国民が自らのニーズに応じて、安全安心に活用できる環境を整備する。

## 1. 国民が価値を感じられる新たなサービス（ユースケース）の創出

- ・ 実証事業を通じて、①日常生活での活用（小売・飲食・フィットネス等の生活関連産業との連携）、②医療機関での活用を推進し、新たなサービスの創出を加速化。

## 2. データ標準化・適切な情報の取り扱いなどの事業環境の整備

- ・ ①ライフログ（歩数や睡眠など）のデータ標準化や、②適切な情報の取り扱いに係るルール整備（同意取得、セキュリティなど）を通じて、様々なサービスが適切に創出される事業環境を整備。
- ・ 上記議論を実施する体制整備や、民間事業者と連携した新たなサービス創出を推進するため、③業種横断的なPHR事業者団体設立に向け、関係者との調整や事務局機能の支援（資金面含む）を実施。（R5年度前半の団体設立を目指す。）

## 3. 安全安心なサービス提供に向けたエビデンスの整理

- ・ 関連する医学会と連携して、ヘルスケアサービス提供に関し、必要なエビデンスの整理や、それに基づく指針等を作成。事業者の適切なサービス提供を促進。

## 資料8

### 医療DX推進本部幹事会の構成員の官職の指定について

〔 令和4年 月 日  
医療DX推進本部長決定案 〕

医療DX推進本部の設置について（令和4年 月 日閣議決定）第3項に基づき、医療DX推進本部幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（衆）

議長代理 厚生労働副大臣  
デジタル副大臣

副議長 内閣官房副長官補（内政担当）

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）  
内閣官房内閣審議官（新型コロナウイルス等感染症対策推進室審議官）  
デジタル庁国民向けサービスグループ次長  
総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当）  
厚生労働事務次官  
厚生労働省医務技監  
厚生労働省医薬産業振興・医療情報審議官  
厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、口腔健康管理、アルコール健康障害対策、災害対策担当）  
厚生労働省大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当）  
経済産業省商務・サービス政策統括調整官